

○条例案／条例素案対照表（素案からの修正箇所）

条例案	条例素案	修正内容
<p><u>美瑛町に放射性物質等を持ち込ませない条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、放射性物質等による被害から町民の生命と財産を守り、現在及び将来において町民が安心して暮らせる生活環境を保障し、自然と調和した地域の発展に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「放射性物質等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1） 原子力関連施設から発生する使用済燃料</p> <p>（2） 前号に規定する使用済燃料を再利用又は廃棄する過程で発生するさまざまなレベルの放射性物質等</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 <u>町民は、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、本町の自然豊かで実り多い大地や美しい農村景観は、開拓以来、先人から受け継ぎ、次の世代へ引き継ぐために守るべき貴重な財産であり、このかけがえのない郷土を、町及び町民がそれぞれの役割を担いながら、将来にわたって協働して守り育てていかなければならない。</u></p>	<p><u>（仮称）美瑛町放射性物質等の持込拒否に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、放射性物質等による被害から町民の生命と財産を守り、現在及び将来において町民が安心して暮らせる生活環境を保障し、自然と調和した地域の発展に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「放射性物質等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1） 原子力関連施設から発生する使用済燃料</p> <p>（2） 前号に規定する使用済燃料を再利用及び廃棄する過程で発生するさまざまなレベルの放射性物質</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 <u>美瑛町の自然豊かで実り多い大地や美しい農村景観は、開拓以来、先人から受け継ぎ、次の世代へ引き継ぐために守るべき貴重な財産であり、このかけがえのない郷土を、町及び町民がそれぞれの役割を担いながら、将来にわたって協働して守り育てていかなければならない。</u></p>	<p>○条例題名の文言整理</p> <p>○文言を整理</p> <p>○文言を追加</p>

条例案	条例素案	修正内容
<p>(基本施策)</p> <p>第4条 町は、いかなる場合も放射性物質等<u>を町内に持ち込ませない</u>。</p> <p>2 町は、放射性物質等の処分、保管及び研究等に関する全ての調査及び施設の建設を受け入れない。</p> <p>3 この条例は、医療用放射性物質の利用を妨げるものではない。</p> <p>(町の責務)</p> <p>第5条 町は、第3条の基本理念にのっとり、必要な施策を総合的に推進しなければならない。</p> <p>2 町は、必要があると認めるときは、前条の基本施策を実施するための措置を講じなければならない。</p> <p>(町民の責務)</p> <p>第6条 町民は、第3条の基本理念にのっとり、町が実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(基本施策)</p> <p>第4条 町は、放射性物質等の処分、保管及び研究等に関する全ての調査及び施設の建設を受け入れない。</p> <p>2 町は、いかなる場合も放射性物質等<u>の町内持込みを受け入れない</u>。</p> <p>3 この条例は、医療用放射性物質の利用を妨げるものではない。</p> <p>(町の責務)</p> <p>第5条 町は、第3条の基本理念にのっとり、必要な施策を総合的に推進しなければならない。</p> <p>2 町は、必要があると認めるときは、前条の基本施策を実施するための措置を講じなければならない。</p> <p>(町民の責務)</p> <p>第6条 町民は、第3条の基本理念にのっとり、町が実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>○規定の順序を整理</p> <p>○文言を整理</p>